宗教法人関係の手続きについて書面への押印を廃止しました

行政手続きにおける押印廃止に伴い、以下の手続きについて書面への押印を廃止しています。 (詳細については、福岡県ホームページ「宗教法人に関する事務について」を御覧ください)

対象となる手続き	申請者の本人確認のため押印に代わりお願いするもの
① 認証申請 (設立・規則変更・合併・解散) *令和4年4月1日から廃止	代表役員の印鑑登録証明書(市区町村長発行のもの)
② 事務所備え付け書類の写しの提出	なし
③ 登記に関する届出	なし
④ 認証書・認証規則の謄本交付	※押印の有無に関わらず、添付書類として代表役員の 身分証(運転免許証等)の写しの提出が必要
⑤ 登録免許税等の非課税の適用を受ける ための証明	証明の対象となる宗教法人の認証規則写し